

令和7年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

(令和7年4月23日改訂版)

甲斐市

## 1 業務名

令和7年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託

## 2 業務目的

地球温暖化を取り巻く状況が大きく変化する中、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会実現を目指すことを宣言し、その目標達成のために策定した地方創生に資する「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月）を策定した。

本市でもこの目標を踏まえつつ、甲斐市脱炭素取組計画（2023年1月）を策定し、脱炭素化を推進するモデル地区の創出に向け、環境省が募集する「第3回脱炭素先行地域募集」に応募し、2023年4月に選定を受けたところである。

本業務は、第3回脱炭素先行地域に選定された提案内容を基に、脱炭素先行地域内の事業を確実に実行するため、実現に向けた実施方針等の策定、各取組の進行管理及び先行地域の推進に係る専門的な助言、関連する協議会等の事務局運営支援に必要となる業務全般などについて支援することを目的とする。

## 3 業務概要

- (1)業務内容：別紙「仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- (2)対象範囲：別紙「仕様書」のとおり。
- (3)履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月23日（月）まで。
- (4)委託料上限額：24,999,700円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（プロポーザル方式を採用する理由）

環境省の脱炭素先行地域に選定された本市では、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現する取組を推進する必要がある。

取組の推進に向けて、本業務の実施により専門的知見による優れた実施方針の提案や適切な進捗管理などを行い、脱炭素先行地域の取組を円滑かつ確実に実施することが必要である。

本業務の実施に当たっては、豊富な経験と専門的な知識や技術を有し、市の取組に応じた優れた提案や事業実施体制により、適切な業務遂行能力のある委託業者を選定するため、公募型プロポーザル方式とするものである。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は単独企業で、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (6) 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 国又は地方公共団体が発注する、同種業務又は類似業務を令和 2 年度以降（過去 5 年間）に受注している、又は履行した実績を有していること。  
※同種業務及び類似業務の定義は、次のとおりとする。

### 【同種業務】

環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業の事業実施に係る支援業務又は「脱炭素先行地域計画提案書」作成等に関する支援業務

### 【類似業務】

地球温暖化対策に係る計画等策定に関する支援業務

## 6 スケジュール

### (1) 日程

項目	日程
実施要領の公表	令和7年4月3日(木)
実施要領に関する質問受付	令和7年4月18日(金)午後5時まで
質問回答	令和7年4月23日(水)までに随時回答 回答は市ウェブサイトに掲載
参加表明書及び宣誓書等 提出期限	令和7年5月2日(金)午後5時まで
企画提案書提出期日	令和7年5月12日(月)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年5月15日(木)
プレゼンテーション結果通知	令和7年5月中旬
契約締結	令和7年5月下旬を想定

### (2) 実施要領に関する質問受付及び回答

#### ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。質問書(様式1)を使用し、件名を「令和7年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託に関する質問」として、令和7年4月18日(金)午後5時までにこの送信先に送信するものとする。

なお、他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

#### イ 送信先

甲斐市 環境産業部 脱炭素社会推進課

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

#### ウ 回答

令和7年4月23日(水)までに随時市ウェブサイトに掲載し、個別には回答しない。

### (3) 参加表明書等

#### ア 受付期間

令和7年5月2日(金)午後5時まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く。)

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参又は郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市役所 環境産業部 脱炭素社会推進課

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを **10** 部（正本 1 部、副本 **9** 部）及び全ての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

様式 2 参加表明書及び宣誓書

様式 3-1 事業者の関連業務実績一覧

様式 3-2 協力会社届出書（該当する場合）

※本プロポーザルにおける協力会社とは、参加者が本業務を受託した場合、業務の一部を再委託する者を指す。

任意様式 参加者概要資料（会社案内、パンフレット等）

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことを証明できるもの（未納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。

ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限る。）

※証明書の例

国 税：納税証明書様式その 3 の 3

都道府県税：未納がない旨の証明書又は該当する税目の納税証明書

市町村税：未納がない旨の証明書

(4) 企画提案書等

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 12 日(月)午後 5 時まで（必着）

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする（ただし土、日、祝日は除く。）。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参又は郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市役所 環境産業部 脱炭素社会推進課

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを **10** 部

(正本1部、副本9部)及び全ての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

- 様式4 企画提案書提出届出書
- 任意様式 企画提案書 (A4判20ページ以内とする。  
なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。))
- 任意様式 参考見積書 (積算の内訳を詳細に示したもの。  
外税で作成すること。)
- 様式5-1 業務実施体制
- 様式5-2 予定技術者の業務実績

#### エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。

また、企画提案書の作成に当たっては、仕様書の4業務委託内容や本プロポーザル評価基準を踏まえて、取組内容の実現に向けた支援方針、適切な進捗管理や各取組の効果の最大化、事務負担軽減による事業の効率化などについて提案するほか、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。

#### オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届(様式6)を送信すること。

### (5) 既存資料の提供

企画提案書の作成に当たり、次の資料を電子データで提供する。

#### ア 資料名

- (ア) 脱炭素先行地域計画提案書(様式1・様式2)
- (イ) 令和5年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託報告書
- (ウ) 令和6年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託報告書

#### イ 提供期間

令和7年4月25日(金)午後5時まで(ただし土、日、祝日は除く)。

#### ウ その他

- (ア) 資料は、企画提案書の作成のみで使用するものとし、第三者への提供は認めない。
- (イ) 資料の提供を受けることができる者は、上記「5 参加資格」を有する者とする。

(ウ) 電子データの提供を希望する場合は、次のアドレスに連絡すること。

甲斐市 環境産業部 脱炭素社会推進課

E-mail : datsutansojigyoku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

## 7 審査及び審査結果の通知と公表

### (1) 審査方法

提案の審査に当たっては、「令和7年度甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点(100点満点)とし、各審査員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加者順位第2位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

参加者が1者のみだった場合については、本事業が脱炭素先行地域内の取組に係る事業計画に関連して、可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

### (2) プレゼンテーション

#### ア 日時

(ア) 実施日：令和7年5月15日(木)

(イ) 場 所：甲斐市役所新館3階 北部公民館 視聴覚教室  
(山梨県甲斐市篠原2610)

#### イ 実施方法

(ア) 所要時間は1者当たり40分以内。(説明20分、質疑応答20分程度)

(イ) 録音録画禁止。

(ウ) 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

(エ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン

等の端末機器は、参加者が用意すること。

- (オ) プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。
- (カ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。
- (キ) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。
- (ク) 参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- (ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査の結果は、参加者全てに文書で通知し、その概要を市ウェブサイト  
で公表する。公表内容は、参加者数、参加者ごとの審査点順位第1位の  
数、最優秀提案者の名称及び総合審査点とする。なお、電話や口頭、FAX、  
電子メール等による審査結果及び評価内容、別の参加者の提案内容、点数  
等に関する問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本実施要領に違反すると認められる場合
- オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

## 8 優先交渉権者との協議と契約締結

(1) 優先交渉権者

最優秀提案者を優先交渉権者とし、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更、あるいは削除する  
場合がある。また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約  
内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 契約締結

協議成立後、市と優先交渉権者との間で随意契約を締結する。なお、優  
先交渉権者が契約を辞退した場合、契約締結前に応募資格を失った場合、  
又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、  
優秀提案者を新たに優先交渉権者とする。

## 9 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、参加者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

### (4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。また、協力会社においても、1つの企画提案しか協力することができない。

### (6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

### (8) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

### (9) 仕様書

仕様書は、公募型プロポーザルを実施するに当たり最低限の要求事項を示すものであるため、優先交渉権者特定後、協議の上、企画提案内容等に応じて仕様書の内容を変更できるものとする。